

平成26年（ワ）第259号 損害賠償等請求事件

原告 對馬 靖人

被告 藍澤證券株式会社 外1名

準備書面(9)

2015年7月31日

静岡地方裁判所沼津支部民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 角 替 清 美

第1 被告ファンドクリエーションに対する損害賠償請求及び請求相互の関係

1 首位的請求（民法に基づく不法行為責任）

(1) 不法行為

原告準備書面(7)の繰り返しになる点もあるが、FCインベストメント及びそれを支配する被告ファンドクリエーション(以下「被告ファンドクリエーションら」という。)は、平成20年12月頃、正当な理由なく、原告の保有する資産(レジット)の基準価額(被告らは基準価格または純資産価格と呼ぶ値)を約1万円から2925円へと下落させ、原告がレジットを正当な金額により売却することを不可能にして原告に損害を加えた(第1事件)。

また、同じく平成20年12月頃から、正当な理由なく、分配金の減額を続け、それまで1か月45円であった分配金を10円

にまで引き下げた(第2事件)。これらの行為は、原告の財産権を不当に侵害する行為であり、民法上の不法行為に当たる。

(2) 損害額

第1事件により、原告の保有するレジットの資産価値が、868万円減少している(訴状32頁)。

また、第2事件により、原告は本来受け取れるはずであった分配金45円を受け取ることができず、しかも、その分配金はタコ配当をされていたために、実際には名目分配金額よりも低い配当金しか受け取ることができなかった(別紙)。これによる2008年12月から2015年4月の損害金は、1口当たり1852円であり、1250口合計で金231万5000円である。

また、被告ファンドクリエーションらの不法行為により、訴訟を余儀なくされているところ、その為の弁護士費用は合計150万円を下らない(訴状33頁)。

以上であり、損害額の合計は1249万5000円である。

2 第1次予備的請求(債務不履行責任)

(1) 債務不履行

上記第1の被告ファンドクリエーションらの行為は、同時に原告に対する債務不履行に当たる行為である。すなわち、被告ファンドクリエーションらは、原告に対して、被告相澤証券をして目論見書を交付させ、原告に金融商品(レジット)を売却したのであるから、金融商品を取得した原告に対して目論見書に記載されてい

る通りに管理する義務を負い、これについての不履行に基づく損害賠償をしなければならない。

繰り返し述べるとおり、本件においては、目論見書の記載に反して、レジットの基準価格の算出方法が変更され(第1事件)、また、分配金の算定も目論見書に反して行われている(第2事件)という債務不履行が存在する(原告準備書面(3)8頁)。

(2) 損害額

第1事件により、原告の保有するレジットの資産価値が、868万円減少している(訴状32頁)。

また、第2事件により、原告は本来受け取れるはずであった分配金45円を受け取ることができず、しかも、その分配金はタコ配当をされていたために、実際には名目分配金額よりも低い配当金しか受け取ることができなかった(別紙)。これによる2008年12月から2015年4月の損害金は、1口当たり1852円であり、1250口合計で金231万5000円である。

また、被告ファンドクリエーションらの不法行為により、訴訟を余儀なくされているところ、特に本件のような訴訟においては、弁護士を選任が必要不可欠であり、その為の弁護士費用は合計150万円を下らない(訴状33頁)。

以上であり、損害額の合計は1249万5000円である。

3 第2次予備的請求(金商法に基づく不法行為責任)

(1) 不法行為

ア レジットの目論見書には、「ファンドは、純資産の10%の範囲でのみ借入れを行うことができます」との借入れの制限(甲2の1交付目論見書30頁)が規定されているが、原告に目論見書が交付された2005(平成17)年5月時点のファンド借入比率は45%だったのであり、明らかに虚偽の記載がされている。ファンドの借入比率は、当該ファンドの資産価値を判断する上で、最も重要な事項の一つであり、顧客が投資の可否を判断するうえで、必要不可欠な事項である。この点について、虚偽の記載がされている行為は、金商法17条に該当し、被告ファンドクリエーションは、損害賠償の責任を負う。

イ また、被告ファンドクリエーションらは、基準価額の算出方法・分配方法等の重要な部分について「記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている」(同法17条)目論見書を利用して原告にレジットを販売した。

すなわち、本件において、ある日突然、レジットの基準価格に直結する不動産の受益権の時価の計算方法が変更されて、これによって基準価格が70%以上減額されているのは明らかである。そして、かかる減額については、管理会社は、「本ファンドの純資産価格の決定は(略)再開前までの平常時における不動産鑑定士による評価額ではなく、今回新たに取得する早期売却を前提とす

る評価額に基づいて算出されます」(甲7, 8)、とのみ説明している。

この点、基準価格に直結する「不動産の受益権の時価の算出方法」という「重要な事項」(金商法17条)について、目論見書に、突然一方的に変更される場合があり、しかもこれによって基準価格が70パーセントもの減額となる算出方法に変更される場合がありうるという記載が全くされていないのであるから、本件目論見書は少なくとも、「誤解を生じさせないために必要な事実の表示の欠けている」目論見書(金商法17条)であることは明らかである。

また、分配金についても、それまでおよそ45円と計算されていたものが、平成20年11月から突然、減額され始めたのである。したがって、その時点において、目論見書に記載されている分配金の算出方法、「原則として不動産収益から費用を差し引いた額を毎月分配します。」(交付目論見書3頁)の通りの計算がなされていないことが強く推認される。

すなわち、「分配金」という「重要な事項」(金商法17条)について、目論見書に違反する算出方法が採用される場合がありうるという記載が全くされていないのであるから、本件目論見書は少なくとも、「誤解を生じさせないために必要な事実の表示の欠けている」目論見書(金商法17条)であることは明らかである。

(2) 損害額

被告ファンドクリエーションは、原告に対して、原告がレジット購入のために支払った額から現在のレジットの市場価格を控除した金額を支払う義務を負う(金商法19条)。

原告がレジット購入のために支払った金額は、1297万4206円であり(甲4)、平成27年4月末日のレジットの市場価格は一口2978円(乙2)であるから、被告ファンドクリエーションが賠償すべき金額は、925万1706円である(1297万4206円－2978円×1250)。

第2 被告藍澤証券に対する損害賠償請求及び請求相互の関係

1 首位的請求(債務不履行責任)

(1) 債務不履行

被告藍澤証券の債務不履行については、原告準備書面(3)第3の1に述べたとおりである。

(2) 損害額

第1事件により、原告の保有するレジットの資産価値が、868万円減少している(訴状32頁)。

また、第2事件により、原告は本来受け取れるはずであった分配金約45円を受け取ることができず、しかも、その分配金はタコ配当をされていたために、実際には名目分配金額よりも低い配当金しか受け取ることができなかった(別紙)。これによる20

08年12月から2015年4月の損害金は、1口当たり1852円であり、1250口合計で金231万5000円である。

また、被告藍澤証券の債務不履行により、訴訟を余儀なくされているところ、特に本件のような訴訟においては、弁護士を選任が必要不可欠であり、その為の弁護士費用は合計150万円を下らない(訴状33頁)。

以上であり、損害額の合計は1249万5000円である。

2 予備的請求(説明義務違反及び金商法違反に基づく不法行為責任)

(1) 不法行為

被告藍澤証券の不法行為(説明義務違反)については、原告準備書面(3)第3の2に述べたとおりである。

被告藍澤証券の行為は、同時に金商法17条に違反する点も原告準備書面(3)第3の3に述べたとおりである。

被告藍澤証券のこれらの行為は、それぞれ、若しくは全体として、不法行為に該当する。

(2) 損害額

被告藍澤証券の上記違法行為が存在しなければ、原告がレジットを購入することはなかったのであるから、かかる違法行為によって原告の受けた損害額は、原告がレジット購入のために支払った金額となる。

よって、本件違法行為について被告が原告に賠償すべき金額は、原告のレジット購入金額から現在のレジットの基準価格を引いた差額である(最高裁平成23年9月13日判決)。

原告がレジット購入のために支払った金額は、1297万4206円であり(甲4)、平成27年4月末日のレジットの市場価格は一口2978円(乙2)であるから、被告藍澤証券が賠償すべき金額は、925万1706円である(1297万4206円－2978円×1250)。

また、被告藍澤証券の不法行為により、訴訟を余儀なくされているところ、その為の弁護士費用は合計150万円を下らない(訴状33頁)。

以上であり、原告の損害額の合計は、1075万1706円である。

第3 併合請求(被告らの本件事件についての対応にかかる不法行為責任)

1 不法行為

被告ファンドクリエーションと被告藍澤証券は、本件事件について、真相を知りたいという原告の素朴で正当な要求に対して、最後まで誠実に対応することはなかった。それどころか、両者は結託して、専門的な知識を用いてその道の専門家でない原告を馬鹿にしたような扱いをし、長期に渡って同人の自信を失わせて、不安な混乱した状態に落とし入れた。これによって、原告は精神

的な苦痛を与えられ続けた。この点については、訴状 21 頁以下、
32 頁以下に述べたとおりである。

2 損害

原告は、平成 21 年（2009 年）3 月 6 日に三島市の坂本胃腸科医院で胃カメラを飲んだ。少し前から酷い胃痛だったので予約をしておいたのだ。そこで原告は、自分の胃の壁から富士山の噴火のように血が噴き出す胃カメラの映像を見せられた。心臓の鼓動に同期して溶岩のように血が噴き出していたのだ。もちろん、初めてのことだ。院長は、出血性胃潰瘍との診断を下して、すぐに救急車を呼んだ。そして、原告は三島社会保険病院（現三島総合病院）に搬送された。三島社会保険病院では、内視鏡を使って止血の緊急手術を行なうとのこと。ただし、うまく止血できない場合は開腹手術となるとのことで、麻酔なしでの内視鏡手術が開始された。幸い、開腹手術にはならなかったが、原告は 10 日ほど入院するという大変な思いをした。これと本事件との因果関係を医学的に証明することは難しいかもしれないが、本事件が影響したと考える以外には何も思い当たるものはない。

原告の受けた精神的苦痛に関する損害は 100 万円を下らない。

以上